

四日市港管理組合公報

号 外

平成25年3月29日

金 曜 日

目 次

訓 令

- 四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 1

訓 令

四日市港管理組合訓令第2号

庁 中 一 般

四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年3月29日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合文書規程（平成12年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「常に職員を文書の処理及び作成に習熟させ」を「文書事務の責任者として」に、「促進」を「推進」に改め、同条に次の1項を加える。

2 主務課長は、職員に対し、文書に係る事務を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるために必要な研修を行い、又は県の機関その他の機関が実施する文書に関する研修を積極的に職員に受講させなければならない。

第6条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指名する者は、原則として副課長の職にある者とする。

第6条第3項第3号中「改善」の次に「並びに研修」を加え、同項第4号中「及び引継ぎ」を「、引継ぎ及び廃棄」に改め、同項第5号中「に基づく文書の開示事務の指導及び調整」を「第12条の規定による決定に係る起案文書の審査」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 主務課長は、前項前段の規定による指名をしたときは、速やかに経営企画課長に報告するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（職員）

第6条の2 職員は、この訓令及び文書に関する法令の規定並びに主務課長及び文書主任の指示に従い、文書事務を適正に処理しなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（起案文書の廃止等）

第20条の2 起案者は、回議中の起案文書を廃止したときは、その旨を中間回議者に通知するものとする。

2 起案者は、回議中の起案文書の内容に重要な変更があったときは、その旨を中間回議者に通知し、及び当該起案文書を再度回議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の第20条の 2 の規定は、この訓令の施行の日において回議中の起案文書に適用する。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成25年 3 月29日発行 四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1 (電話 代表 0 5 9 (3 6 6) 7 0 0 6) 四 日 市 港 管 理 組 合</p>